

学校法人会計について

1. 学校法人会計の特徴

学校法人は、文部科学省が定める「学校法人会計基準」に基づき、会計処理を行い、財務に関する計算書類を作成しなければならないこととなっています。作成する計算書類により、学校法人の財政及び経営の状況を明らかにします。

学校法人会計基準では、4つの基本原則を定めています。

- (1) 真実性の原則 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
- (2) 複式簿記の原則 すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること。
- (3) 明瞭性の原則 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。
- (4) 継続性の原則 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

2. 企業会計との違い

企業における活動の主な目的は利益の追求であるため、企業会計は、事業活動の成果と財政状況を明らかにし、収益性を高め、財政的な安定を図ることを目的としています。

これに対し、学校法人は教育・研究活動を目的としており、学校法人会計は、収支計算（資金の使われ方）と、教育・研究活動を継続的に行うために財政的な安定性を図ることが重要になります。

3. 計算書類について

学校法人会計基準に従って、次の計算書類を作成します。

(1) 資金収支計算書

会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにするものです。

(2) 事業活動収支計算書

会計年度の活動に対する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入後の均衡状況を明らかにします。

収支を経常的な収支、臨時的な収支（特別収支）に分け、経常的な収支はさらに教育活動収支と教育活動外収支に分けて把握することができるようにしています。

企業会計でいえば損益計算書に相当しますが、学校会計では営利目的ではなく、収支均衡が目的となります。

(3) 貸借対照表

会計年度末における全ての資産、負債及び純資産の状態を明らかにするものです。

4. 計算書類の勘定科目について

(1) 資金収支計算書の勘定科目

① 収入の部

- ・ 学生生徒等納付金収入 授業料や入学金、施設費等、在籍する学生が納める学費収入
- ・ 手数料収入 入学試験の検定料や各種証明書の発行手数料等に関する

| | |
|---------------|---|
| | る収入 |
| ・ 寄付金収入 | 個人や団体からの寄付金収入 |
| ・ 補助金収入 | 国や地公共団体等からの補助金収入 |
| ・ 資産売却収入 | 土地や機器備品等の固定資産の売却による収入 |
| ・ 付随事業・収益事業収入 | 教育研究活動に付随して学校法人が行う事業から生ずる収入 |
| ・ 受取利息・配当金収入 | 学校法人が所有する資産（現金、有価証券等）を運用した結果得られる利息や配当金による収入 |
| ・ 雑収入 | 上記分類以外による収入。施設設備利用料収入、備品売却収入、退職金財団交付金収入等 |
| ・ 借入金等収入 | 借入等による新規の資金調達 |
| ・ 前受金収入 | 翌年度に係る新入生・在学生の学費を当年度で受け入れた収入 |
| ・ その他の収入 | 上記各収入以外の収入 |
| ・ 資金収入調整勘定 | 当年度の活動に属する収入のうち“前年度に受け入れた収入”及び“翌年度に受け入れる収入” |

② 支出の部

| | |
|------------|--|
| ・ 人件費支出 | 教職員等に支払う本俸や手当、所定福利費、退職金等の支出 |
| ・ 教育研究経費支出 | 教育活動・研究活動に要する消耗品費や旅費交通費等の経費 |
| ・ 管理経費支出 | 教育・研究以外の活動に要する消耗品費や旅費交通費等の経費 |
| ・ 借入金等利息支出 | 借入金等の利息の支払に係る支出 |
| ・ 借入金等返済支出 | 借入金等の元金の支払に係る支出 |
| ・ 施設関係支出 | 土地・建物・構築物等の取得や整備に係る支出 |
| ・ 設備関係支出 | 機器備品や図書、車両等の取得に係る支出 |
| ・ 資産運用支出 | 有価証券の購入や各種特定資産への繰入に係る支出 |
| ・ その他の支出 | 上記各支出以外の支出 |
| ・ 資金支出調整勘定 | 当年度の活動に属する支出のうち“前年度に支払った支出”及び“翌年度に支払う支出” |

(2) 事業活動収支計算書の勘定科目

【教育活動収支】

① 収入の部

学生生徒等納付金、手数料、雑収入は資金収支計算書の勘定科目と同じです。

| | |
|----------|---|
| ・ 寄付金 | 特別寄付金（施設設備以外の寄付金）、一般寄付金（施設設備以外の寄付金で用途指定のないもの）、現物寄付（施設設備以外（図書、機器備品等）の現物資産の受領額） |
| ・ 付随事業収入 | 資金収支計算書の付随事業・収益事業収入のうち付随事業収入のみを計上 |
| ・ 経常費補助金 | 施設設備補助金以外の補助金 |

② 支出の部

- ・ 人件費 資金収支計算書の人件費支出に退職給与引当金を加算
- ・ 教育研究経費 資金収支計算書の教育研究経費支出に減価償却額を加算
- ・ 管理経費 資金収支計算書の管理経費支出に減価償却額を加算
- ・ 徴収不能額等 金銭債権の徴収不能となった額及び徴収不能見込額の繰入金額

【教育活動外収支】財務活動等による収入および支出

① 収入の部

資金収支計算書の受取利息・配当金の他に「その他の教育活動外収入」を計上します。

② 支出の部

資金収支計算書の借入金等利息の他に「その他の教育活動外支出」を計上します。

【特別収支】特別な要因によって一時的に発生した臨時的なもの

① 収入の部

- ・ 資産売却差額 資産を売却した際に、売却額が簿価より高い金額で売却した場合の差額
- ・ その他の特別収入 施設設備補助金、施設設備寄付金、現物寄付（施設設備の寄付）、過年度修正額

② 支出の部

- ・ 資産処分差額 資産を売却した際に、売却額が簿価より低い金額で売却した場合の差額
- ・ その他の特別支出 災害損失、過年度修正額

(3) 貸借対照表の勘定科目

- ・ 固定資産
 - － 有形固定資産 土地、建物、構築物、機器備品、図書、車両等
 - － 特定資産 用途が特定された預貯金
 - － その他の固定資産 施設利用権、ソフトウェア、長期貸付金等
- ・ 流動資産 現金預金、未収入金、前払金等
- ・ 固定負債 長期借入金、退職給与引当金、長期未払金等
- ・ 流動負債 短期借入金、未払金、前受金、預り金等
- ・ 基本金 教育研究活動に必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入から組入れた金額

【基本金の種類】

- 1) 第1号基本金： 校地、校舎、機器備品、図書などの固定資産の取得価額
- 2) 第2号基本金： 将来固定資産を取得する目的で積み立てた預金などの額
- 3) 第3号基本金： 奨学基金、研究基金などの資産の額
- 4) 第4号基本金： 運営に必要な恒常的に保持すべき運転資金